

2 進捗状況の管理と評価

本計画については、各年度において、サービス提供事業者が新体系への移行が計画的に進んでいるか、平成 23 年度の目標数値（施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、障がいのある人の一般就労への移行）に対する達成度等を点検・評価し、その結果に基づいて所要の対策を講じていく必要があります。

そのため、毎年度、福祉保険課において事業の実施状況の確認や評価を行っていくとともに、本計画及び第 2 次障害者計画の計画期間の終了年度である平成 20 年度には、新たに障害者計画・障がい福祉計画策定委員会を設置し、事業全体及び施策の総括・見直しを行います。

また、事業の実施状況の確認等にあたっては、指定相談事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障がい者当事者団体等で構成される地域自立支援協議会との連携し、地域の実情及び課題等の把握に努めます。

